

令和3年度朝日町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽転換事業を行う者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。その交付等に関しては、朝日町補助金等の適正化に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めることによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽
- (2) 既存単独処理浄化槽：浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽
- (3) 汲み取り便槽：し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）
- (4) 浄化槽転換事業：既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業
- (5) 個人設置型浄化槽転換事業：個人等が市町村の補助を受けて行う浄化槽転換事業
- (6) 浄化槽工事費の額：個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 設置者
- (2) 補助金申請年度の3月10日まで完了報告書を提出できる者
- (3) 町税等に滞納がない者

(4) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し、かつ、今後も受検する者

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、平成31年度に行われる浄化槽転換事業とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次の表の区分ごとの額とする。ただし、補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

区 分		補助金交付額
5 人 槽	基本額 (いずれか 低い額)	(1) 浄化槽工事費から352千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 (2) 160千円 (3) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金の総額(本要綱に基づく補助金を除く)を控除した額
	加算額	(4) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金の総額(本要綱に基づく上記基本額を含む)を控除した額で、50千円を上限額とする。
6 人 槽 以 上	基本額 (いずれか 低い額)	(1) 浄化槽工事費から441千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 (2) 200千円 (3) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金の総額(本要綱に基づく補助金を除く)を控除した額
	加算額	(4) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金の総額(本要綱に基づく上記基本額を含む)を控除した額で、65千円を上限額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、これらの添付書類は、朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則の申請書類と兼ねることができるものとする。

- (1) 転換であることを証する書類（施工前後の設計図等）
- (2) 着工前の現状写真（単独処理浄化槽等が確認できるもの）
- (3) 町税の納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、朝日町浄化槽整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町浄化槽整備促進事業費補助金変更（取り下げ）承認申請書（様式第3号）を町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を朝日町浄化槽整備促進事業費補助金変更（取り下げ）承認通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（完了報告書）

交付対象者は、工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに、朝日町浄化槽整備促進事業費補助金完了報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、これらの添付書類は、朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則の実績報告書類と兼ねることができるものとする。

- (1) 浄化槽工事費に要した経費の精算書（浄化槽本体及び埋設工事明細書）
- (2) 浄化槽工事の施工写真（工事中、工事完了後及び単独処理浄化槽等の撤去が確認できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条に規定する完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び現地調査等を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町浄化槽整備促進事業費補助金確定通知書（様式第6号）を通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けて場合は、速やかに朝日町浄化槽整備促進事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第12条 町長は、申請者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。